

平成 27 年第 4 回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第 3 日目)

平成 27 年 12 月 10 日(木曜日)

午前 9 時 30 分開議

第 10 一般質問

第 4 議案第 60 号 訓子府町新規就農者等支援条例の制定について

第 5 議案第 56 号 平成 27 年度訓子府町一般会計補正予算(第 8 号)について

第 6 議案第 57 号 平成 27 年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について

第 7 議案第 58 号 訓子府町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

第 8 議案第 59 号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第 61 号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

追加議案

議案第 62 号 平成 27 年度訓子府町一般会計補正予算(第 9 号)について

第 17 請願第 3 号 TPP 協定の調印・批准しないことを求める請願書

追加議案

意見書案第 6 号 TPP 協定の調印・批准しないことを求める要望意見書

○出席議員（１０名）

1 番 上 原 豊 茂 君
 3 番 河 端 芳 恵 君
 5 番 工 藤 弘 喜 君
 7 番 川 村 進 君
 9 番 堤 三樹磨 君

2 番 須 河 徹 君
 4 番 山 田 日出夫 君
 6 番 余 湖 龍 三 君
 8 番 西 森 信 夫 君
 10 番 西 山 由美子 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 長	森 谷 清 和 君
企 画 財 政 課 長	伊 田 彰 君
町 民 課 長	八 鉏 光 邦 君
福 祉 保 健 課 長	渡 辺 克 人 君
農 林 商 工 課 長	村 口 鉄 哉 君
建 設 課 長	山 内 啓 伸 君
上 下 水 道 課 長	遠 藤 琢 磨 君
会 計 管 理 者	佐 藤 純 一 君
教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	森 谷 勇 君
社 会 教 育 課 長	山 本 正 徳 君
幼稚園・保育園・子育て支援 センター事務長・児童センター長	中 山 信 也 君
図 書 館 長	三 好 寿 一 郎 君
農業委員会事務局長	竹 村 治 実 君
教 育 委 員 長	飯 田 洋 司 君
農 業 委 員 会 長	清 井 敏 行 君
監 査 委 員	山 田 稔 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	夏 井 宏 樹 君
議 会 事 務 局 係 長	本 庄 朋 美 君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎議会運営委員長の報告

○議長（上原豊茂君） ここで、議会運営委員長から、今後の議会運営について報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（余湖龍三君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま議長からお許しがありましたので、ただいまから追加議案の取り扱いについて、ご報告を申し上げます。

本日の午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加の案件の取り扱いについて協議を行いました。

案件につきましては、既に皆さまに配付をしておりますとおり議案第62号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第9号）について、これについて協議いたしました結果、本会議に提出することを決定いたしました。

なお、審議につきましては、議案第61号の質疑、討論、採決が終了した後、行うことといたします。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、ご協力のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ご苦労さまでした。

◎日程の追加

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告がありましたとおり追加議案として提案されました議案第62号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第9号）についてを日程に追加したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第62号を日程に追加することを決定いたしました。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） それでは、日程第10、昨日に引き続き一般質問を継続いたします。6番、余湖龍三君の発言を許します。

余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。一般質問通告書に従いまして行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、一つ目としまして、十勝オホーツク自動車道の現状と今後の課題について町の考えをお伺いします。

訓子府IC（インターチェンジ）と北見西ICは訓子府町協成と北見市北上を結ぶ12kmで、11月8日に開通しました。開通後1週間は1日平均2,800台、最高で3,200台の交通量が記録されています。この道路ができたことによる訓子府町民の反応もさまざまなことを聞きますが、現状の利用の上での問題と今後の改善に向けて考えをお伺いしたいと思います。

一つ、利用開始から現在までに、走行時の安全対策の必要性を感じる危険箇所の確認はなかったのか。またあったとすれば、その対策はどのように考えているのかお尋ねします。

二つ、この区間は12kmと高速道路としてはIC間の距離としては短いと思いますが、地域の住民の利便性を考えると中間ぐらいの位置、大谷地域へのIC増設の必要性を感じますが町の考えをお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「十勝オホーツク自動車道の現状と課題に関する町の考え」につきまして、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず1点目に「利用開始から現在まで、走行時に安全対策の必要性を感じる危険箇所がなかったか、また、その対策をどのように考えているか」についてのお尋ねがございました。

高規格道路につきましては国の管理となりますが、利用者から町に対して具体的な声は届いておりませんし、訓子府町として道路管理者に対し要望する危険箇所は、現状においてはないと認識しております。

また、高規格道路を管理している網走開発建設部に確認したところ「十勝オホーツク自動車道については、道路の構造を定める法律である道路構造令に基づく設計がなされており、開通前に公安委員会協議も行っていることから、特別危険な箇所があるとの認識はない」との回答を得たところでありますのでご理解願います。

2点目に「地域住民の利便性のため中間ぐらいの大谷へのインターチェンジ増設の必要性を感じるが、町の考え」についてのお尋ねがありました。

追加インターチェンジ整備につきましては、他地域においても見られるところであり、地域活性化インターチェンジ制度実施要綱により規定されているところであります。

要綱では高速自動車国道への効率的なアクセスを確保し、企業立地をはじめとした地域経済の浮揚、雇用創出の促進、周辺道路の渋滞緩和等を図り、地方公共団体が主体となって高速自動車国道のインターチェンジ整備を実施し、地域活性化に寄与することが目的とされています。

事業実施に当たっては、高速自動車国道法の規定に基づく国土交通大臣の連結許可が必要であり、インターチェンジ設置の必要性を事業主体が十分な説明責任を持って示すこと、接続する道路は道路法による道路であること、十分な社会便益が得られることなどが要件となっており、加えてインターチェンジ本体は接続する道路管理者の負担となることが明記されています。

そういったことから、大谷地域へのインターチェンジ増設により町民の利便性が向上することは議員が言われるとおりであります。高速道路の十分な社会便益のスケールメリットから考えると非常に難しいと思われ、さらに開通後間もない時期での再度の用地協力、地形条件、本体道路構造、十分な社会便益の確立や事業費を負担する本町の財政計画などからは厳しい状況にあることをご理解願います。

以上、お尋ねのありました２点についてお答えしましたので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○６番（余湖龍三君） お答えを聞きまして、考え方というのはいろいろあるので、感じるところも違うんだなということを感じてはいますけれども、まず、これは全くこの道路に関しましては、訓子府町が管轄するところではないので、管理上におきまして、そういうことなので、訓子府町に直してくれとか、どうかしてくれという話ではないのは最初からわかっています。ただ、住民の利便性とか、安全性とかを考えた上で、我々個人がそういう国や開発に物申すのではなくて、町として、そういうものを一緒に感じていただいて、町としての要望を出してほしいというのが質問の本意でありますので、そこら辺は考えを同じくできるかできないかというところが非常に重大なことだと思って質問をさせていただきます。

それでまずですね、要望する危険箇所は現状においてはないと認識しています。こういうことが答えにどんとありますので、あの道路を全体的に見て全然危険なことは感じてはいないんだという理解をさせていただきますけれども、私もいろんな高速道路といいますか、高規格とか、そういうものに乗っていますけれども、全道でも本州でも乗っていますけれども、まず一つとして、昨日、堤議員の話の中にも出ていましたけれども、一般道と高速道の入り口の問題です。あそこには信号があるとかないとかという問題以前に、普通の一般道を走って行って、真っすぐ高速に乗る乗り口があるという状態をまず一つ考えても、ああいう状態の入り口がある高速というか、高規格の道路は全道にあるんでしょうかね、私はいろんなところに乗っていますけれども、まずあれにはびっくりしています。あんな入り口があること自体がおかしいと思いますし、あの危険性はまず感じてほしいなと思いますけれども、とりあえずその場所についてはどう思いますか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 高規格道路については、私は全部乗ったことがあるわけでもない、ああいう形態の乗り口があるかどうかというのは、ちょっと存じ上げませんけれども、いずれにしても、危険かどうかというのは、いろいろ個人の考え方もあると思うんですが、これについても私としては国には確認しましたが、特に危険だという認識はないということです。私のこれ個人の話ですけども、私自身もそれほど危険だというふうには思っていないということしか言いようがないのかなと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○６番（余湖龍三君） 全く個人の考え方ですけども、あの道路を危険でないと思う方が１００人に聞いて何人いますかと聞くと、きっとかなりの数があそこはおかしいと。まずおかしいと。その次に危険だというのは必ず出てくる話じゃないかと思います。ですから、ああいう道路ができてしまったのは間違いはないんですけども、要するに信号ですとか、

一旦停止の確認とか、要するにあそこの出入りに関しての安全性というものは、やはり今のままではちょっとまずいと思いますので、このことは町としてやはりそういう意見を述べていただきたいなと思いますので、これは今、課長は危険じゃないと思うというお話でしたけど、私にとっては非常に危険な場所だという認識を持っていますし、これは私は何人にも聞いたわけじゃないですけど、何人かの町民の方にも言われていますし、私自身も本当に経験から言っても、あんな入り口があるのは初めて見ました。きっと北海道を探してもあんな入り口はどこにもないと思います。それだけは確認していただいても結構ですけども、あれについては非常に問題があるなと思いますので、よろしくお願いします。

それともう一つですね、私は走ってみて、次に危険だなと思っているのは、皆さん走った方はきっとと思うんじゃないかと思うんですけども、まず、あの道路を真つすぐ訓子府から乗るときにですね、協成から乗るときに、真つすぐ上がっていきますよね。それで道路に入るために左にカーブしますよね、あのカーブの危険性は感じませんか。それと同じように高速から下りて、インターから下りて、あの道路に入るための右カーブですね要するにね、あの二つのカーブは非常に危険です。誰が考えても、きっと事故がありますよ、あれは。一度あそこの高速といいますか、あそこで1回事故があったというようなことも聞いたんですけど、そういう報告はないのかなと思いますけども、ちょっとそこら辺わかりませんが、冬道の危険性、冬もそうですけども、あれは夏でも、夏ですともっと余計、スピードの規制がありますけども、あそこから下りてくるとき、入るときに、あのカーブの危険性はすごく感じるんですけども、走ったことがある職員の方がいましたら感想をお聞かせください。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 私で申し訳ありませんけども、私、今朝も試しに通ってきましたけども、確かにあの急カーブ、あそこについては高規格道路というのではなくて、規制がついているところだと思うんですけども、確かにかなり下りの、こっちに戻ってくるときは下りのかなり急なカーブなのかなというふうには思います。ただ、これについても、いずれにいたしましても開通前に公安委員会との協議を行って可という判断をもって開通したということですので、ちょっと町として何らかのコメント、危険だとかというコメントをする立場にはないのかなというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 公安委員会、公安委員会と言いますが、旧駅周辺の道路のときにも感じましたけれども、公安委員会は本当に何をやるのかなと。役場の説明によると、この道路ができたなら公安委員会がきちんと見て規制をしてくれると言ったのが、道路ができてみると公安委員会はそんな短い道路に関係しませんよと言ったとか、いろんな話がありまして、ただ、実際につくった人はいいと思ってつくったんでしょうし、つくってしまったんだから安全ですと言うんだと思いますけども、やはり使ってみて現状、今、課長も言ったように、危険だと感じるんですよ。感じるというよりも本当に普通の40キロ制限の道路じゃないですから、あそこはやはり50キロ制限でも、あそこから出てくるときには60キロ、70キロであそこへ入ってくる方はたくさんいると思いますよ。そういうのはもちろん違反ですから取り締まればいいのかもかもしれませんが、あそこに警察が立っているわけではないですから、現実的に使い始めたときの危険性というのは確かにある

と思うんですよ。そうしたらやはりそういうところは町としてもそういう考えがあるんだったら、やはり申し入れをして、そういう現状はこうだからと、これを直すような方向で安全対策はとるべきだと思うんですけども、再度お願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私も何度も通らせていただいています。まず、北見から下りてくるときに直角に曲がってくる。そしてかなりの勾配があつて道路幅が狭い中でアイスバーンになったらどうするのかなという心配があります。それから町道の取り付け、白糠線、町道というよりも道道北見白糠線との一時停止の問題とか、やはりちょっと気になる部分はないと言えは嘘になります。ただ、一つは白糠線から一時停止標示もいろんな方々が心配して、あそこに標示を新たにしたり、いろんな努力をしながら現状を見つめているところではないかと私は思います。1か月、これでまだ今、是非を言うことは時期尚早だと思います。少なからずやはり状況を見て、住民の世論も含めて、意見も含めた上で、改良する余地があるかないかということを私は言っていくべきだということで、まだ1か月です、雪降ってつるつるでうんぬんで、それで直せとかですね、そんな話は今まだできる段階ではないと私は思います。いずれにしても、もう1年なり、やはりちゃんと見た方がいいというふうな気がします。ただし、私はその直角がちょっと気になるというのは制限スピードを守っていれば、そんなに気になることではないと思います。やはり制限スピードなりをちゃんと守らないで一気に走ろうとすると、やはりぶつかる可能性はないと言えは嘘になりますけれども、その点で言うと先ほど課長から説明申し上げましたとおり公安委員会がやはりそれらを判断して速度制限なり道路構造なりに開発局といひましようか、国土交通省含めて認知したことでございますので、ここの点については、しばらく状況を見極めたいと思っていますので、これはちょっとご理解をいただきたいと思っています。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） もちろんまだ1か月足らずの中で現状が全て把握できたわけじゃないと思いますけれども、ただ、これはきっと事故が起こらないような対策をしながらということですけども、対策の話をさせていただいているわけですから、これが1週間で感じた、2週間で感じた、もちろん1か月たって、やはり感じていると。そういうことになりますと、これから先のことを考えたときに、やはり応急的なものでも、要するに事故が起きてからでは遅いと。何かあつてからでは遅いと、そういうやはり判断も必要じゃないかと思ひますので、ぜひ安全な状態で使っていれば、もちろん安全なんですよ。ただ、現実として何かが起こるときというのは、そういうものじゃないというのも現実がたくさんある話ですので、やはりその安全性が50キロで走っていれば大丈夫なんですけども、60キロ、70キロを出す人がいるのは普通の世界ですから、その部分で対応するのが一番いいですから、先ほど言ひましたように警察でもあそこに立っていてもらえばいいでしょうけども、それもまた現実的な話ではないと思ひますので、やはり今、町長が言ひましたように1年間を見た中で、トータルの中でいろんな苦情と言ひますか、悪いところを直してほしいというような、そういう時間も必要だと思ひますけれども、やはりこれだけ現実的に危険だと思ひ場所があることに對しては事実だと思ひますので、なるべく早急の対応をやはり町としては取るべきだと思ひますので、ぜひお願いしたいと思ひます。

それでは、二つ目のインターチェンジの話なんですけれども、これにつきましては、先ほどの町長の答弁の最後の部分ですね、町としては事業負担する本町の財政計画などからは難しい状態にあると。こう締めくくってありましたので、なかなか町としては、そういう方向性を持っていないということで、お答えいただいたのだと思うんですけども、まず一つ、すいません、私も知らなかったんですけども、これは今、大谷にもしかそういう乗り入れ場なり、乗降所をつくる、インターチェンジといいますか、そういうものをつくるに当たっては、これは訓子府町の負担になるということでしょうか。まず一つお願いします。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 町長から答弁したとおり訓子府町というかですね、接続する道路管理者の負担ということでございますので、北海道ではなくて訓子府町が負担するということになると思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） それは知りませんでした。ああいう道路に関してはきっと高規格の関係の予算でつくのかなと思っていましたけれども、そうじゃないということで、訓子府町にとって財政的な負担がどれぐらいになるのかなということは考えていらっしゃるのでしょうか。予想されるのでしたら金額的なものを教えてください。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 金額的には直接、訓子府津別線に直接下ろすとなると橋というか、横が川でございまして、ちょっと構造的にできるかどうかちょっとわからないんですけども、おそらくですね10億円単位の事業費にはなろうかなというふうに思います。両側が橋になるという仮定をするとです。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） 10億円と言われるとなんか言葉が出ないんですけども。逆の意味で聞きます。北見市が北光のところに、北光と言いますか、元大学の近くに乗り場、下ろし場をつくりましたよね、あれは後からつくったものだったと思います利便性を考えた上で。あれについての実績というか、あれについていくらぐらいかかったとかという数字はあるんですか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） まず北見市の北上の部分でございます。その部分については、下地がですね、トンネルの出口というか、入口というかの近くということで、緊急車両用および工事用の道路として工事中も利用していたということで、下地の部分とかですね、用地の部分については、直轄というか、国交省の方で整備をしております。北見市がインターチェンジの部分の申請をいたしまして、上の部分というかですね、舗装の上の部分とガードケーブル等の部分で事業費的にはですね、1億円ちょっとぐらいというふうにはお聞きしております。正確にはちょっといくらかかったかというのはわかりませんが、計画時点では1億2千万円ぐらいということでお聞きしております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 北見市の場合はそういうことで下地ができていたのだというように話で1億円で済んだということで、訓子府町が10億円と言われると本当にこれ以上な

んか話の進めようがないんですけども、現実的にですね、これは前から、道路ができる前から感じていたことですが、訓子府町の町民にとって協成の乗り場一つ下り場一つというのは、実際に最初は1週間に何千台の車が走ったという実績ありますけども、これは実際に訓子府町の町民にとって、あそこの乗り場まで行って北見に向かって行くのかという話になりますと、やはり利便性でいきますと、かなり不便だという感覚があると私は思います。もちろん私、自分で思っていますから言うんですけども、そういう町民の声もたくさん聞きますので実際にそうだと思います。これが乗り場だけでも、逆に言いますと乗り場だけでも大谷にあるとあの道路を使おうという気持ちになる方はたくさんいらっしゃるんじゃないかなと思います。漠然と考えて訓子府町の町の中の、半分ぐらい、東側半分ぐらいの方は少なくとも普通北見に行くために協成まで行って、あの道路に乗ろうとはちょっと思わないんじゃないかなと思います。それでしたら西北見のインターから乗った方が、端野や美幌へ行くためには、ずっと便利だなという気持ちがありますので、乗り口、下り口をつくるということで10億円と言われると本当に何も希望を言えないんですけども、そうすると橋に関係のない、川に関係のない、乗り口だけ日出側からの乗り口だけをつくってくれるとか、何かそういう利便性をやってもらうと非常に効率的に町民が使いやすいんじゃないかと思う気持ちがありますので、現在のままでしたら、やはり町民にとってのメリットというのが非常に薄いんじゃないかと思うので、そこら辺を考えていただきたいという気持ちがあります。この道路につきましては、私、1週間で、これは新聞報道で見たことですから数字は間違いないと思うんですけども、1週間で、1日平均2,800台、ピークでは3,200台という数字を聞くと、それまたびっくりしたんですけども、これはあの道路ができなかったら、じゃあ訓子府の町の中を半分の1,400台ぐらいは1日に通ったのかなと。そんな気持ちを持ちまして、それによって訓子府の町の中はあの道路ができたことによってだいぶ疲弊する場面がかなりあるんじゃないかなという気持ちも正直なところ持っています。ですから道路が全部開通したときの利便性とか効果を考えますと、そんなことは言われていないんですけども、今の段階でやはりあそこに協成までできたことによって、本当に1千台ぐらいの車が訓子府の町の中を通らなくなったというのも現状でございますので、その効果というのは、人によっていろいろ感じる場所が違うんじゃないかと思います。そんなことでこの道路については、そういうメリットなことよりも、そういう今言ったマイナスメリットもあると思うんですけども、やはりできた以上は安全で快適なものにしていきたいと思いますので、少なくとも先ほどからお願いしています、そういう交通安全に対するものについては、もう少し考えていただいて、今後の対処をよろしくお願いしたいと思います。それで最終的には、この道路の問題については、インターチェンジをつくるのに10億円と言われたら、もう言葉がなかったんですけども、じゃあ最低、乗り場だけでも何とかならないのかなというようなことを考えますけども、このことについて最後にそのことを含めた中でいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私も何人かの日出、大谷の方から「真ん中ぐらいいにあったら便利なのにな」と言われたことはありますけれども、一つの声としては網走開発建設部の道路事務所には私は言ってあります。しかし非常に厳しいというのは道路管理者としての国の

考え方だと。あの地区とあの人口とそれから企業の立地条件等を見たり、それから西 I C から訓子府 I C の 1 2 k m の間にさらに、ただの利便性だけであそこにうんぬんということは厳しいですねということが一つと、自然条件というか、岩石や橋やいろんなことを考えていくと、あの地点では、大変難しいというふうなことを言っておりますので、また今月末に関係の機関を訪問しますから、議会でそのような声があったということも含めてお話をしていきたいと思います。不便か不便でないかということはいろいろありますけれども、大いに協成の方も利用したり、道道も従来の道路も利用していただいて、北見の方に行っていたきたいという願いであります。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6 番（余湖龍三君） どこまで意見があると全体の意見になるのかはわかりませんが、ただやはりそういう声がある以上は、それについて、ぜひとも町としても進めていきたいと思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、二つ目の質問に入っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

二つ目としまして、西幸町にあります幸栄団地の現状と今後ということでお伺ひします。

西幸町の幸栄団地は、町内の団地の中でも、現在となつては、一番古い団地となっております。現在の問題点と今後の方針についてお伺ひします。

一つ、団地内の住宅の築年とそれぞれの戸数ならびに入居者の年齢・家族構成はどのようなになっているのかお願ひいたします。

二つ、入居者は、幸栄団地というのは、入居に際し、風呂については必要とを感じる方が自分たちで整備し、撤去時には原状復帰しなければならないというふうに聞いていますが、現在、幸栄団地の中で風呂を実際に設置している割合とといいますか、数はどのぐらいなのかお聞きします。

三つ目としまして、古い団地なので住民にとっての住んでいくに当たってのいろんな問題点というか不満とかが出ていないのか、また出ているのだとすれば、そういうものに対する対処はどういうふうにしているのかお聞きします。

四つ目に、幸栄団地の今後の整備計画とといいますか、それについてお伺ひいたします。

お願ひいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「西幸町 幸栄団地の現状と今後について」4 点のお尋ねをいただきましたのでお答えをします。

まず、1 点目の「団地の建築年と戸数および入居者の年齢・家族構成」についてであります。幸栄団地はすべてが 1 棟 4 戸の造りとなっており、全体で 1 7 棟 6 8 戸のうち、現在、6 2 戸が入居している状況となっております。

建築年については、昭和 5 4 年が 2 4 戸、5 7 年が 4 戸、5 8 年が 1 2 戸、5 9 年が 8 戸、6 0 年が 8 戸、6 1 年が 4 戸、そして、6 2 年建設が 8 戸と、最も古い住宅では建築後既に 3 6 年が経過しております。

入居者 1 2 7 名の年齢分布は、2 0 歳未満が 2 1 名、2 0 代が 1 0 名、3 0 代 1 1 名、4 0 代 1 1 名、5 0 代 2 5 名、6 0 代 2 7 名、7 0 代 1 2 名、8 0 歳以上が 1 0 名で、6 0 歳以上が全体の 3 9 %、7 0 歳以上では 1 7 % を占めております。

家族構成は単身が 2 0 戸、夫婦世帯が 1 3 戸、その他親子世帯等が 2 9 戸となっております。

ます。

次に、2点目の「風呂について、入居者が必要であれば自分で設置し、退去時に撤去すると聞いているが、現在、風呂を設置している割合はいくらなのか」についてのお尋ねですが、公営住宅については、穂波団地整備以降は、ユニットバス、ボイラーおよびストーブを設置しておりますが、それ以前に建設した幸栄団地では浴室はありますが、浴槽は自分で設置することとしております。

したがって、入居者の何戸が浴槽を整備しているかは確認できませんが、ここ数年の小規模修繕時や退去時に確認した浴室の状況から推察すると9割以上は設置しているものと思われます。

3点目の「古い建物のため、住民から不満や不備が寄せられると思うが、それらの対処について」であります。窓からの隙間風や玄関の結露など、寒さに関する苦情が年間1、2件寄せられておりますが、玄関ドアや窓の交換等、大規模修繕となることから、町として対応できないことを説明し、ご理解いただいているところであります。

4点目の「幸栄団地の今後の整備予定」についての考え方ではありますが、方向性につきましては、平成24年3月に策定した「公営住宅等長寿命化計画」で示されており昭和57年以降建設の10棟40戸については、毎年1棟の計画で、屋根の改修、断熱改善、ユニットバス・ボイラー・ストーブの設置など全面改善し、昭和54年建設の6棟については、住み替え等により4戸全てが退去した住宅から、順次、解体していく計画であります。

また、末広団地と同規格のバリアフリーでユニットバスやストーブ等を完備した3棟9戸を新築していく計画となっております。

詳細につきましては、次年度以降の公営団地に係る調査設計業務の中で、再度検討していくこととなりますのでご理解をお願いいたします。

以上、ご質問のあった4点についてお答えをさせていただきましたので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） 数字については、大変細かく教えていただきました。本当にありがとうございます。まず再質問なんですけれども、全体的に考えますと年代別に考えましても今、68戸のうち62戸が入居している状態ということで、十二分に使われている状態なのかなと思います。またさらに空いているところについては募集をかけて貸していくということになっていくんだと思いますし、この年齢層をみますとやはりお年寄りのところが割合的には多いですけれども、やはり若い方も入っていますので、これからはずっととりあえず居住していかれるんだなと思います。そういうふうになりますと、やはりトータルで質問させていただきますが、他の団地が新しくなって順番ですので、段々いい団地になりますけれども、西幸町が最後のところということで、計画を見ていきますと、まず57年以降の建設10棟40戸については、建て直しを待つのではなくて、全面改修をするというふうに答えられていますけれども、この40戸については、順次建て直していくのではなくて、完全に改修するという事によろしいんですね。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） この10棟40戸につきましては、これについては、1回空いた上で全面的に屋根から中のそれこそ風呂も全部付けるというようなかたちでの全面改

修というかたちで進めていく。今のところはそういう計画ということでございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） そのことについて、ちょっと聞きますけども、10棟40戸で毎年1棟の計画でということですので10年間かかって40戸については変えていこうと。それで具体的な数字からいきますと、今、68戸で62戸使っていて、6戸空いている状況になりますけれども、とりあえず来年度といいますか、この1棟目の改修には入るということですか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 一応これにつきましては、幸栄団地については、来年、まだ予算が通っていませんのであれなんですけども、提案としては、来年度は調査設計みたいなかたちで入って、それ以降、ですから29年度以降になりますか、一応やっていくという予定で、この計画の中ではうたっているということになります。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） すいません理解がちょっとできました。来年からそれに入るんじゃないくて、来年計画を考えて再来年からやるということですか。じゃあ1年間あるんだ。これについては、すぐやろうと思えば空いているところがあるから、そこからやるというようなことでは、年度が違うのでそういうことにもならないということですか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） あくまでも公営住宅については、結構住み替えですとかが出てくるものですから、というのは、改修についても1戸でも住んでいたら改修できないというような事情もありますので、ちょっとパズルみたいなところがあるんですけども、上手にうまく4戸ずつ空けながらやっていくということで、ちょっと長期的な計画もいるということと、さらには、この幸栄団地は今あくまでも長寿命化計画の中で策定したものを今、答弁させていただいているんですけども、これについては時間もたっていますので、再度、来年度の調査設計の中で幸栄団地をどうしていくかということは、また再度、やはりある程度時代も変わっていますので考えながらやっていくということで1年調査設計をして、その後、順次やっていくというような計画で進めてまいりたいということでございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） 今の部分もう一つだけ、改修については、そういうことで来年考えて再来年からやりたいと。50年建設の6棟についてはという回答がありましたが、これについては、新築については、いつからの計画になりますか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） これもあくまでも前回の計画の中のことを申し上げますので、そのとおりになるかどうかというのは、もちろん議会も通ってませんので、その計画によりますと、同じように29年、30年、31年というかたちで計画はしております。ただ財政状況ですとかも含めて、そこら辺はちょっとどうなるかというのは、まだ順番はわかりませんが、その計画では29年、30年、31年の3か年、3棟9戸ということになっております。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） わかりました。計画どおりいけば来年はいろいろなことを考えて再来年からはとりあえず1棟4戸の改修、それと1棟3戸でしょうか、新築もいくかもしれないと。そういうふうな判断で今のところはいっているということで確認します。ちょっと古い話をしたいんですけれども、私はよくわからないんですけれども、西幸町の幸栄住宅については、風呂のスペースはとっているけれども風呂は付けていないんだと。当時というか、あそこにある団地は全部がそうなんだと思うんですけれども、これは当初どうしてそういうことだったんでしょうか。住宅として風呂の必要性は十二分に昔からあると思うんですけれども、どうしてあのスペースだけ空けて個人に付けろというようなかたちの方式をとったんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 申し訳ありません。私もちょっと古いことはあんまりよくわかっていないんですけれど、これ自体はたぶん訓子府だけじゃなくて、他の市営住宅ですとか、そういったところもかなり風呂が付いていないところもあると思うんですけれど、うちについては平成13年度の穂波団地以前はそういうかたちにしています。おそらくなんですけれども、これ自体は大体半分程度の補助が入っていますから、その補助事業上の制度とか、そういったものもあつたのかなというふうには理解しています。ですから以前については訓子府だけではなくて、他の町も浴室のスペースは制度上必要なんですけれども、浴槽ですとか、そういったものは付いていなかった。時代だったということしかないのかなというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） すいません、制度上の問題であって、要するに浴室までは補助の対象になるけども、ボイラーとか風呂釜については、そういう対象ではなかったという判断ですか。お願いします。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） ちょっと私自身はそこまで調べていないんですけれども、先輩課長が言うには、そうだとすることで、おそらくといいますか、制度上そういうものは付けられなかったということだと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） これ一番古いところはですね、昭和54年ですか、54年ですから30数年前ですけれども、そのころの話を知っている方は誰もいないのかなという話になってくるんですけれども、よその町もそうだったという話も今ありますけれども、風呂のない住宅を貸すということの方が不思議かなと今、非常に今回のことを考えてそう思っているんですけれども、制度上の流れの中で付けられなかったんだということもあるのかもしれませんが、実際にはやはり風呂の付いた状態で貸してあげるのがベストではないかと思うんですけれども、実際の話、今これからのやつはみんな付いているからあれなんですけどね、昔はそれが当たり前でとったということの理解なんではないでしょうか。古い方いたら教えてください。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今出たようにですね、町営住宅というか、いろいろありましたけれど、教員住宅なんかみてもですね、隣の付けたところに借りていた人もおりましたし、

私が47年の年に教員住宅に入ったときには、石炭ストーブでした。石炭ストーブに風呂という感じでしたので、時代とともに基準というのは、やはり変わってきているのではないかなと思います。過去の話はともかくとしてですね、少なからずですね、これからはやはりお風呂が付くのは当たり前の話でしてね、ストーブも含めてですね、そういう点では住環境というのはかなり配慮していきっている。それから末広、備品類は付いていませんけれども、今まで、昔は付いてなかった。だけどそれらは今はもう台所等から含めてですね、かなり整備されてきていますので、そういう点で言うと住環境とさらにまた最近のをみえますと、やはりバリアフリー化をですね、高齢の方たちも入っていただく中で、やはり住宅ができあがってきているということですから、西幸町の幸栄団地もそのようなかたちで進めていかなければならないと。だいたい今年度でほぼ末広団地が終わりますので、今度いよいよ幸栄団地に入っていくと。いずれにしても調査設計をやはりしなければなりません。建設の規模もまた変わってくるでしょうし、それから入居している方々の状況によっては、末広でもありましたけども、住宅料がもう高額で入れないという人の取り扱いをどうするのかとかということも含めて前段のそういう準備、それから入っていただく方々の考え方も含めて調査しながら今、申し上げましたように平成29年度から着実に改築、あるいは新築も含めて実施していくというふうにご理解いただいたらいいのではないかなと思いますので、私自身のところにも寒いとかですね、いろんな声が聞こえてきています。それから昔の小屋ですね、あれがもうガタガタですね、かしがっているとかですね、こんな意見もあって、これらもできるだけ今、物置の整備も何年かかけてやってきたところですけども、その点で言いますと、平成29年以降、着実にやっていくと、実施していくと。それから末広のときは、余湖議員もご存じだと思うんですけど、例えば国の経済対策で予算措置が可能になる。あれの計画からいったら最終年度はおそらく28、29年だったのではないかなと思うんですけど、前倒しでやはり整備を早めていくということも状況によっては考えていかなければならないなというふうに思っています。それから私の3期から次の方が誰がやるかはわかりませんが、前から出ていますようにシルバーハウジングやいろんな住宅に対する高齢社会をどう迎えていくのかということに対する対応も含めて、やはり総合的な対策をこれからやはり練っていかなければならないのではないかなと思いますので、いろんなご意見をいただきながら、幸栄団地については建築を粛々と進めていきたいと。関連で言いますと答弁でも言っていますように、月曜日から札幌に行ってきます。道の教員住宅、農業試験場の住宅等の空き住宅を売却、もしくは貸しなさいということを道の担当課長の方に直接伝えにいて、道議会議員の方も大変力を貸してくれていますので、そういったことも含めて全体としての住環境、農業後継者の入居等も含めた住環境を少しでも前へ進めるように努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） 今後のことについては、そういう意味で、今、町長がおっしゃいましたようにいろんな面で努力していただいて、いい環境の中でということは理解できますのでよろしくお願いしたいと思います。ただですね、西幸町の幸栄団地については今、今後の計画についてお聞きしましたが、ただ現状ですね、このお風呂の話にちょっとこだわって申し訳ないんですけども、これが全部きれいになるには、まだ10年も15

年もかかりますよね計画からいきますと、そうしますとその間にも出入りというのはあります。中には何年間でいなくなって、そこが空いて、じゃあまた次の方が借りる必要性のある方が借りるということが起こってくるんですけれども、そのときにまたですね、お風呂のことですよね、出る方は原状復帰ですから、壊して出なきゃいけないということになるんだと思うんですけど、このところがちょっと非常にひっかかる場所なんですけれども、これ実際に風呂釜とボイラーと付けて、どうなんですか、普通経費どのぐらいかかると思っていますか課長。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 程度にもよりますけど、20万円とかかかるのかなというふうには思っています、ボイラーもいれたら。工事費ですとかに20万円弱だとは思いますが、それで風呂についてはユニットバスではないものですから、やはり取り付けるという部分があって、それが今、実際に幸栄団地に住まわれている方は7割はもう10年以上住んでいるんです。ですから、結構長く住んでいる方が多いものですから、それを有効利用なんかして置いていってもらってもいいじゃないかという話もあるんですけど、やはりそこら辺はなかなかちょっと嫌がる部分もあって、やはり原状復帰ということで今のところは整理させてもらって、もちろんストーブですとかボイラーについては、持ち帰って活用している方が多いんですけども、浴槽についてもそういうかたちで原状復帰して、あと新たに入る人がまた新たに設置する。ただ、これからの幸栄団地については、実際にこれから具体的に建て替えですとか、住み替えとかというパターンが出てきますので、なるべくうまく4戸が空くようなかたちでちょっと政策空家的なかたちで調整していきたいなというふうに考えていますので、そこら辺もご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） 言っていることは非常にわかりますけれども、ただ、それにも追いつかないぐらいきつと調整する前に出たり入ったりがあるんじゃないかと思います。今言われたように付けるだけでも20万円、30万円のお金がかかって、もっと安いのかわかりませんがね、壊すときにまた10万円ぐらいのお金がかかるんじゃないかと、そうなるよね。ですからやはりそういう団地に入る、経済的な理由もあって団地に入ろうという方がいざ実際に安い家賃でお願いして入れるんですけども、風呂に入りたいと思ったら何十万円もかけなきゃいけないというようなことになるということが、非常に現実的に大変なことではないかと思うんですよね。大変なことはわかりますよ、町としてもユニットバスを整備するのは大変ですけども、全体の改修が追いつかない部分については、やはりどこかが出たときには、そこにはユニットバスを付けて次の方に貸し出しをするとか、最低限の必要性じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） これにつきましては、経費のかかる問題でもあります。それと今、具体的に順繰り10年計画で改修しているというものについては、これは補助の対象となっています。大体45%ぐらい実績でついていきますので、そこら辺のことをやはり活用しながら順次計画的に実施していくという考えですので、この辺はご理解いただきたいなと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） 順次段々年数がたてば新築もしていくし、改修もしていくというのはわかります。ただその数というのは、年間4戸、やっても7戸ですね。新築が2年目にあって、改修するのは4戸で、やっても7戸ですから。その部分はよくなりますけれども、そうじゃない部分をまだ使っていかなければいけないじゃないですか。ですからそういう面に関しては家賃が1千円高くなるか2千円高くしなきゃいけないのか、それは別としまして、やはり貸すに当たっては最低それぐらいのことを整備した上で貸していくのが、やはり現在の必要性としてはあるのではないのかと思うんですよね。ですからもちろんそれについての予算がどうのこうのとか、経費がどうのこうの、国の補助がないですよというのはわかりますけれども、やはり最低空いたところにどれだけの入れ替わりがあるかはわかりませんが、1戸なり2戸なり出たところにはそういうものを設置した上で次に貸し出していくとか、そういうことを考えないと、なかなかお金のないという具体的な言い方は変かもしれませんが、経済的に大変な方は風呂も付けないで、じゃあそこに住まなきゃいけないと。これ実際に住んでいる方が9割方風呂が付いているというのはちょっと私も実際に歩いてないのでわかりませんが、本当にそうなのかなと思いますけれども、長年住んでいる方が多いと思いますので、実際はそうなのかなと思いますけれども、これからやはり必要性からいきますとそういうことを切に考えなければいけないんじゃないか、そうでなければ有効的な住宅としてのあり方としては足りないんじゃないかと思うんですけれども、それはちょっと考えていただきたいと思うんですけれども、再度いかがですか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 再度の答弁になりますけれども、確かにそういう部分では今、時代からいったら風呂付のところはほとんど多いので、そういうことにもなるのかなというふうには思いますけれども、町としては、この長期的な補助事業を使いながら対応していくということで今、前回の公営公住の長寿命化計画の中でも整理しているということで、これについてはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） 具体的に町営住宅というのは、結構空きがあって募集して次が入ってということを繰り返していますけれども、やはり全体として今後どう考えているのかお聞きしたいんですけど、やはりもっともっとこれから必要になってくるのでしょうか。それとも今の数の中で回っていくのでしょうか。きっと入りたい人が入れないでいるとか、そういう現状というのはどういうふうに考えていますか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 現実的に今、募集かけているのは、具体的に3戸あります。単身者は見つかりますけど、それとは別に3戸あります。それで幸栄団地については、先ほど申し上げたとおり今、政策空家的でやっていますので、幸栄団地については募集をかけていないという状況です。その中で一つ末広団地については、これもお風呂が付いていないんですけども、募集して1年以上はまだ借り手がついていないという状況なんですね。それ以外については、お風呂が付いているところもあるんですけども、まだ募集をかけているところが現に3戸あるというような状況です。それで大体なんですけど、今の感覚で言うと大体出た数が入るというような状況ですので、むしろ問題なのは先ほど町長

が答弁したとおり公営住宅に入れる所得以上の方ですね。そっちの住宅の方が今ちょっと問題になっているのかなというふうな感じは住宅担当としては持っているというところでございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） そちらで問題になっている所得の高い人のことは別にいいんですけども、やはり公営住宅に入りたい方にとって、安くて快適なとまではいきませんが、最低ラインの中で生活できる施設としての必要性の中に風呂というのはきっとあると思いますので、それがないところはやはり入れないというか、募集してもなかなか借り手はつかないというのも現実ではないかと思いますので、やはり必要としている人はこれからいますので、やはりそういう最低限の条件というか設備の整った中での貸し付けをお願いしたいので、やはり風呂のことについては、多少1年間に1戸、2戸の世界で、1戸付けるのに30万円、40万円かかるのか、50万円かかるのかわかりませんが、やはりそういう予算的な措置も考えた中で、そういう条件を整えた団地としての整備をお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それともう一つ聞きたいんですけども、幸栄団地につきましても管理上の取り決めというのはあると思うんですけども、要するに自分の住んでいるところの周りの清掃ですとか、草ですとか、ごみですとか、そういうものについての取り決めというのはどういうふうになっているんですか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） これについては家の周りの部分については、自分たちで住民自らがやっていただきたいということで、これについては入居時にも説明していますし、あるいは途中の段階でも広報なんかでも連絡しているようなかたちで、自らやっていたくというようなかたちになっています。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） もちろん契約時にはそういうお互いの話し合いというか、ハンコを押しているからということだと思ってしまうんですけども、最初の質問の中にもあるんですけども、要するに諸問題点、要するに使っている方がいろんな問題、結露ですとか、何とかという話もありますし、そういうものはきっと使っている方で度胸のある方は役場に電話して「ここひどいんだけど、どうかしてくれ」と言うと思うんですけども、今言ったように草ボーボーですとか、ごみを置いている人はなかなか自分で草ボーボーですとは言わないですね。そこら辺の相對する、要するに要望にしろ苦情にしろやはり町の方としては、そういうものの点検というんですか、やはりそういう団地を回って歩いて「どうなんですか」と、「使い勝手どうです」とか、「ここは前こういう問題が出てたんですけど」とかという声を聞くとか、回ってみて草がボーボーなところにはやはり指導するとか、そういうような体制というのは現在どうなっていますか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 草等については、あまりにもひどいところについては指導するようにはしています。ただあと回って住宅の状況どうでしょうかというような聞き方自体は今のところしたことはありませんけども、かなり住宅の中に対するいろいろ相談ですとか、中には苦情ですとか、そういったものも我々直接受けていますので、それを一つ一

つ丁寧に対応していくというようなやり方をしていきたいというふうに思っています。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） 苦情については、どこか1軒あれば、その周りの家もあるんじゃないかと、ここの家でここがおかしいよとか、こうなったんだよと言われるときっとその近くの家も同じような建物なので、あるんじゃないかなとか、そういう予想のもとにやはり、じゃあ近所に「どうなんですか」と、やはりそれを聞くぐらいの気持ちがあってもいいんじゃないかなと思うんですけども、それともう一つ、今、草についてはどうのこうのという話がありましたけど、ごみですとか、要するに家のテラスの前側の広場持ってますよね皆さんね、その中をきれいにしてほしいとか、ごみがすごいとか、そういうようなことについてもやはり役場として指導するべきものは指導した方がいいんじゃないかなと思うんですけども、そういうことはしたことはあるんですか。

○議長（上原豊茂君） 3分です。

建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 昔、末広住宅ではしたことがあるようですが、私になってからはまだそこまで、回って行って1軒1軒調べるというようなことはやっていません。今後そういうような対応もとっていききたいなと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） それはぜひやるべきだと思います私は。隣の家の人とはなかなか言えないんですけども、言ってくれれば一番早いんですけども。やはり道路を見て歩く職員がいるように、団地を見て歩く職員がいてもいいんじゃないかなと思いますので、やはりそういうものというのは外から見て感じた部分については、やはり町として積極的な指導等、いい環境をつくることが必要だと思いますので、ぜひやってほしいなと思います。再度ですけれども、やはり先ほど言いましたお風呂の問題については、ぜひお考えを進めていただいていい返事をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問は終わりますけれども、最後にお答えをいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 原状に回復する義務が入居者にあるということをいかんともしがたい事実としてあるんだということがあります。非常に頭が固いなという感じをお受けするかもしれませんが、そういうかたちで公営住宅はやってきたと。できるだけ便宜を図りながら空いている住宅でお風呂のあるところに入居できればそちらの方に替わっていただけないとか、いろんなことを含めて苦慮して住宅審査委員会の中でやっています。もちろんこれからは空き家住宅等の推薦も含めながら、公営住宅を可能な限り早くですね、建築、建て替えができていくように進めていかなければいけないと。ただ私はしばらく住宅の審査委員に入っていないんですけども、私が町長の半分ぐらいまでのときに目立っていたのは、東幸町の住宅には入りたいけれども西幸町には入りたくない。新しい住宅に入りたいと。同じような3DKでこういうのがありますよと言ってもお風呂があったとしても入らないというのがやはり結構多いんですよ若い人には。だから住宅事情というのは困窮者とか、そういううんぬんだけの引き揚げ住宅のような考え方で町営住宅があった時代と大きく変わってきているということがありますから、当座やりくりの中でできるだけ快適な生活ができるような状況をやはりご推奨させていただきたいということで解決してい

なければならぬのではないかなと思っています。いずれにしても町営住宅は最大の環境のよい中で入居できるように、鋭意これからも建て替え含めて努力してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖君。

○6番（余湖龍三君） 住宅に関しましては、本当にせっかく住んでもらうんでしたら、もう今の時代ですので、なるべくいい環境で、借りやすい状態で、古いところも中がきれいでしたら借りてくれる人もいますので、なるべく使う人の身になった中で職員の方も考えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（上原豊茂君） これにて、一般質問を終了いたします。

午前10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第60号

○議長（上原豊茂君） これより、提案理由の説明が終わっております議案第60号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

堤議員。

○9番（堤 三樹磨君） 9番、堤です。議案第60号の訓子府町新規就農者等支援条例の文章の中にですね、この条例自体が農業戸数の減少、農業の衰退や遊休農地の発生が懸念される中で、これに従事する者を増やしていきたいという目的下において制定されると思うんですけども、28ページの中段ぐらいの位置に、（1）新規就農者等という項目の中に「いずれの場合も他市町村において既に農業経営を行っている者が、本町に転入し農業経営を開始する場合は除くもの」という表記がございます。これのちょっと解釈がですね、単純に言うるとよそで農業しているものをやめて入ってきて、それを迎え入れないのか、それとも重複してやっているから駄目なのかという捉え方なのか、ちょっとそこら辺の解釈が理解しかねるものがありますものですから、それに対してお尋ねしたい。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 今、議員言われるとおり二つの解釈があるのかなと。他町で農業をやっていて、プラス本町においてやる部分についてもどうなのかなということと、それと言いか悪いですけども、他町で農業をやられて離農されて、訓子府に入ってきた場合、新規就農者として対象になるのかということだと思えます。すいませんこの部分については、ちょっと調査をさせていただきたいなと。今、即答はできないと思います。基本的に一番目に言った他町でやっている者が、経営していて同じく訓子府町で経営するというのは基本的には該当しないというふうに思います。ただ、前、他の市町村でやっていた場合について入ってきた場合は新規になるのかというのは、ちょっとすいません

調べさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質問がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

今、資料の確認をしていますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 先ほどの回答、2番目の扱い方ということで、前場所で営農されていて離農されたということであって、経営がそこで終止されていますので、訓子府に入った場合については新規就農者として扱うということで表現しているというので理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 今、前段の質疑に対する回答がありましたので、もう一度、質疑に戻りたいと思います。今の回答も受けて質疑ございませんか。

堤君。

○9番（堤 三樹磨君） 9番、堤ですけれども、再確認ですけれども、そうしますと他町等で離農されて新規就農というかたちで当町に転入される方はこの「除くもの」にはあたらないということによろしいということですよ。新規就農者にあたるんですね。ですから、その対象者になりますよということの解釈でよろしいんですね。他町で、つまり重複的にされる方は省きますよということをやっているという表記だという解釈でよろしいということですね。

○議長（上原豊茂君） 記録の関係もありますので、今の質問に対する回答をお願いいたします。

農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 再度質問がありました内容のとおり一番目の解釈で、他町で経営されて訓子府でも経営するという場合については新規就農者ではないと。他町で離農、それと経営を終止した。要するにやめたということがあって、他でも経営していないで本町で経営する場合については新規就農者として扱うということで、よろしく願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第60号の採決を行います。

本案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号、議案第57号

○議長（上原豊茂君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第56号、議案第57号についての質疑、討論、採決を行います。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに1人につき2回といたします。

まず最初に、議案第56号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。一つだけお聞きします。ページ数、9ページ、こども園建設事業の式典代として消耗品費69万2千円、この内訳についてお願いします。それとその後の役務費の手数料、感謝状ならびにピアノ運搬ということで22万円、これはピアノを運搬するというか、そのときに使うために運搬してまた返すのか。新しく買ったピアノをそこへ運搬するだけなのか。そこら辺のところお願いします。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） ただいま、9ページのこども園費について質問がございました。

まず、消耗品の関係で69万2千円の内訳ということでございます。内訳としましては、開園の記念品としまして来賓者、園児等にトートバックを差し上げたいというふうに考えてございます。その他、クリアファイル、それから開園式典で使用します生花、風船等のアート、テープカット等の費用、それと幼稚園と保育園の開園に使うための費用等で合わせまして69万2千円としてございます。

次に、役務費の関係でございます。感謝状等の関係、それと来賓者の記念品、こちらの方、施設の端材等を利用して加工、そういったものの費用等を考えているものでございます。

あとピアノ等の運搬につきましては、現在、幼稚園、保育園で使用しておりますピアノを新施設の方に運搬するための費用、それから耐火金庫、コピー機等の移設にかかる費用等で計上させてもらっているものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかがございませんか。

余湖議員。

○6番（余湖龍三君） これ二回目になるんですかね。今の返答の・・・

○議長（上原豊茂君） もう一つですね。もう1点答えがないということですね。

○6番（余湖龍三君） 違います。内訳を聞かせてほしいと言ったんですけど、これに対

する数字の割り振りはわかってないんでしょうか。それが最初の質問の意向だったものですから。

○議長（上原豊茂君） わかりました。

幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） 数字的なことをすいません申し上げます。開園の記念品としまして、トートバック等につきましては、来賓者、一応130名を想定してございます。入園児につきましては若干予備もみまして220個、合わせまして、それとデザイン料含めまして3万7千4百円をみているところでございます。あとクリアファイルにつきましては1千枚を印刷する予定としてございまして、来賓者のしおり等の配付、その他、保護者等の入園資料等の配付用として使用したいというふうに考えているところです。開園の記念式典で使います生花、風船等につきましては、生花につきましては1万5千円、風船につきましては、式典の最後に皆さんの方で風船を打ち上げたいというふうに思っております。これが600個、あとバルーンアートとしまして、入口等にそういった風船のアートのデザインを考えているところでございます。幼稚園・保育園の開園に関しまして、2月に予定してございますけれども、そちらの方で・・・

○議長（上原豊茂君） 1点、1点に対する費用、金額がわかれば、それも説明してください。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） 最初の方、言っていましたね、クリアファイルの方、言ってなかったかと思います。クリアファイルの方につきましては1千枚印刷しまして7万8千円みているところでございます。次の開園式典につきましては、生花、風船等の装飾等で1万7千6百円を見込んでいるところでございます。あと幼稚園・保育園の開園の関係につきましては、来た方々にプレゼントを300個程度見込みまして6万5千円を見込んでおります。次に、役務費の方でございまして、感謝状等、10数枚考えてございまして、そちらの費用が3万円、記念品の造作、こども園で使いました端材等を利用しました造作費用としまして5万円をみているところでございます。次に、ピアノの移設や耐火金庫、コピー機の撤去、またコピー機、現在使用しているものをこども園で使うのにFAX機能やなんかの切り替え等を見込んでいるところでございまして、ピアノの移設に関しましては1台が2万7千円かかりまして、それ2台ございまして、2台分の計上をさせてもらっているところです。耐火金庫につきましては6千円の消費税、その他がかかることとなってございます。あとコピー機1台不要となりますので、こちらの撤去費用としまして3万3千円、新たにコピー機を従来使っているものをこども園の方に移しまして、FAX機能を付加させまして4万1千円の費用がかかる見込みとなっているものでございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） ほかが質問ございませんか。

堤議員。

○9番（堤 三樹磨君） 9番、堤です。まず、歳入の方で国庫支出金の第2項の国庫補助金、5ページになりますね、地方創生先行型交付金として農業後継者育成事業130万円への歳入を見込んでいますと、これに関しては地方創生で国が策定しました地方総合戦略、10月までに完成されたもので最大1千万円の上乗せ交付金に該当するものというふうに

捉えているんですけれども、管内で6町村出した中の一つだと思います。ただ訓子府町、確か地方版総合戦略の中に新規就農者の今回のもの、また医療費では予防接種、医療費助成を中学生以上に引き上げるだとか、安心して子どもを育てられる環境整備、多子世帯へ保育料補助とか、そのような内容で上がっていたと思うんですけれども、それに対して先行型と認定された、認められたものが、この130万円だけであつたのかどうかということではちょっとお聞きしたいです。

それともう一つ、20款の町債に関してですけれども、町債の教育債、こども園整備事業、過疎対策事業費として、今回、社会資本整備基金繰り入れ等の逆に振り替え、戻してですか。社会資本整備基金を確か以前に2,900万円をこども園の事業費等に充てるべく議決した中の一部が過疎債として認定されて860万円が振り替えれるという状況になったと思うんですけれども、過疎債認定の、ちょっと内容的にわからないといいますが、あのときの金額で認められたのが、この800万円程度であつたのか、それともまた過疎債としての認定に対する見込みがその当初計画段階では立てられなかったのかというような部分に対してお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） まず、5ページの国庫補助金、総務費国庫補助金、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の部分の内容でございます。今回補正させていただいた130万円につきましては、議員おっしゃるとおり農業の新規就農対策の部分でございます。その他ですね、今年の3月の臨時議会で3,041万円の先行型の前倒し分という部分がございます、議員が先ほど言われていた多子世帯保育料補助金とかですね、さまざまな部分の事業を組んで3,040万円ほどを補正をさせていただいております。それと加えて11月10日に行いました臨時会の方で300万円ほどミルククラウン等の部分で歳入も補正をさせていただいております。そういう意味では、今回上乘せの分でいきますと1千万円上限ですけれども、町としましては430万円ということで申請をし、決定を受けているところでございますので、臨時会で300万円、今回130万円ということで430万円ということでご理解いただきたいと思います。

それと2点目の6ページの20款、町債の部分の教育債、こども園整備事業債の過疎の部分と社会資本整備基金繰り入れの部分の内容でございます。議員言われていた9月の定例会のときに2,900万円ほど社会資本整備基金から繰り入れをして、主に備品関係の部分で繰り入れをさせていただいております。今回の860万円につきましては、これも大変申し訳ないんですけれども、3月の臨時会のときにですね、工事発注が終わりまして、繰り越しとして建物9億2千何万円という部分と、新年度予算として外構工事1億円ほどという補正の中で外構工事の部分で全て起債の充当ということで計上してございまして、その部分がですね、ちょっと副町長の説明にもありましたけれども、建物の中庭の部分をグラウンドとかと一緒に外構工事に入れ込んで、外構部分ということで発注をしております、ちょっと年度のとり方で昨年度の予算については、本年度の起債の対応はできませんので、本年度の事業予算ということで、ちょっと額も小さいこともございまして、ちょっと北海道等と協議が必要だということで、これが一次の過疎債の申請に出して協議された結果、過疎債としては許可を受けたということでございますので、今回補正をさせていただいて社会資本整備基金からは繰り入れを戻したというような状況でございますので、

ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかが質問ございませんか。

工藤議員。

○5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。8ページ、農業振興費に関わることで質問したいと思います。この中でこれは前段の説明の中でもされておりますので、ちょっと申し訳ないんですけども、再度説明とダブることになるかと思いますが、機構集積協力金交付事業の関係を一つまずはじめに、この3, 100万円あまりの、これは反当たりというか10反当たり2万円の補助金になるんですが、このちょっと中身というか戸数の確認と、もう一つは、これは当然農地の移動に関わって出てくるものでありますから、今後の見通しといいますか、今後どういう状況になっていくのかというのが、もしわかればちょっとお聞きしたいなというふうに思っています。今後、訓子府のこういうものに対象になるような状況をどのように捉えられているのかちょっとお聞きしたいと思います。

それともう一つ、その下段にありますけれども、環境保全型農業直接支払交付金事業、これも前段で説明がありまして26名ですか、26戸というんですか、45.92haという、これの作目というか品種、何て言うんですか、イモ・玉ネギの関係になってくるのかなという気もしますけれども、そういう内容、作物というか、それがどういう状況になっているのかわかれば、それぞれの面積も含めて、そういう状況があればちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 8ページの6款、第1項、3目、農業振興費、その中の19節の機構集積協力金交付事業の3, 130万4千円の中身ということで説明をさせていただきます。戸数であります。13戸ということであります。それから、この農地の今後の見通しということでお尋ねがありました。この事業においては、既に26年度から事業が開始されて、一般的な名称では農地バンクとかという名称でいろんなかたちで説明がされていると思います。目的については、土地の売買ではなくて、土地の賃貸借を基本としてやられている部分であります。賃貸期間は10年以上と。それともう一つの条件としましては、賃貸借する場合については、必ず隣接されている場合に限るということです。例えば1筆が出た場合については隣の方に貸すと。これが前提であります。全然違うところに持っている方がそこを単純にその人が借りたいと言った場合、対象になりません。それとまた、もう一つの方法として、2筆くっついている農地が出てくれば対象になるということです。一人の方が出したとしても、2筆くっついている土地があれば対象になるということです。それと本町の農地の現状としては、点在している、所有者がかなり細かく点在されていますので、町の考え方としては、やはり農地の有効利用とかたちで、ぜひ賃貸借をどんどん進めていただいて、農地の効率化を上げていくということで、町としては、今後どんどんPRをし、農地を持っている高齢者の方については、どんどん協力していただきたいなというふうに思いますので、ただ、見通しとしては、いい土地については、なかなかやはり離さないというのが現状だと思いますけれども、これからの農業の課題、TPP以外にもかなり課題がありますので、その部分でも集約化は今後の必要であるというふうに考えていますので、極力協力をしていただきたいということ

を積極的にPRしていきたいというふうに思います。

それと環境保全型の交付金を支払っている対象の畑として何を作っているかという話でありますけれども、おおざっぱに言いますけれども、ほとんどが玉ネギで、多分何回か前の質問でもありましたとおり緑肥、後作の緑肥が対象になりますので、玉ネギがほとんどでありますけれども、あと少数でありますけれども、馬鈴しょ、カボチャ、ニンジンというような作付状況であります。

○議長（上原豊茂君） ほかがございませんか。

山田議員。

○4番（山田日出夫君） 4番、山田です。何点かお聞きします。6ページの一番上ですが、ふるさとおもいやり寄付金の800万円の積算根拠、非常に好評といいますか、好調で喜ばしいことだと思いますけれども、聞いたのかもしれませんが、聞き漏らしたら失礼ですが、何件で平均額がいくらで800万円になっているかと。それとその推計の根拠を教えてくださいたいと思います。

それと次のページの7ページ、2款、1項、1目、13節の委託料、社会保障・税番号制度システム整備業務ということでございますけれども、これは国保電算システムにマイナンバーを反映するシステム改修の経費だと思いますけれども、このマイナンバーを国保税制にどのように反映してどのように変わるのかをお聞きしたいと思います。

同じページ、7ページの企画費、8節、報償費、これは800万円に対して半額の400万円だと思いますけれども、この品物、謝礼の品物の代金が実際に業者さんの手元に支払われる期間についてお聞きしたいと思います。

それと同じ7ページ、3款、1項、3目、18節の備品購入費、これ温泉保養センターの券売機が故障して入れ替えるという経費だと思いますけれども、おそらく業者に見ただいて修理はできないというようなことでの新設だと思いますけれども、そんなことはないと思いますけれども、往々にして業者は新しく導入してほしいために修理可能なものも修理できないということが往々にあるやに聞きますけれども、その辺についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） まず、6ページ、16款の寄付金の総務費寄付金、ふるさとおもいやり寄付金の800万円の積算根拠ということでお尋ねがございました。まず、ご存じのように11月9日スタートということで、初めての部分もございまして、11月が300万円、12月が400万円、1、2、3月と300万円ということで、合わせますと1千万円で、6月の定例会で200万円を補正させていただいておりますので、合わせて1千万円ということで現在見積っております。件数につきましては、現在のところではいくと1万円が多いということもございまして、そういう意味では、件数の部分の積算根拠はもってございませんけれども、1万5千円ぐらいが今の平均かなということと、これは予想に反しまして非常に寄付の申し出があるということがございまして、今回800万円補正させていただきましたけれども、まだ1か月しかたっていないんですけれども今の状況で進みますと、再度また補正なりが出てくるかというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3点目の企画費の報償費の寄付者の謝礼についてでございます。品物代金が業者さんの手元にどのくらいの期間で入るかということでございます。ちょっとですね、スタート時点でございまして、今日ですねカタログが発送されてございまして、かなり苦情の電話もたくさんいただいているところなんですけれども、それで寄付者の方が今度選んでということで、具体的なJTBと事業者の契約の部分でございますので、ちょっと調べまして、後ほどご回答したいと思います。期間の部分につきましては。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 7ページの総務費の1目で一般管理費、この中の13節の委託料の社会保障・税番号制度整備事業のシステム整備業務に関わってお尋ねがございました。これについては、国民健康保険システムということで、これについては、6月の補正で上げさせていただきまして、今回、高額療養費に関わっているシステム改修が伴うということで、今回、追加補正をさせていただくものでございます。これについては、一般会計の方でシステム改修の方をマイナンバー制度については対応することとしておりますので、国保会計の負担ということにはならないということで、まずご理解いただきたいと思っておりますけれども、中身的には高額療養費システムの改修によって、一覧表ですとか、それからいろんな整理する整理簿といいますか、それからログ機能の追加といいますか、情報が行き来したときの記録をする。マイナンバーについては、それぞれの機関がそれぞれ担当ごとに情報を持っていますので、それらを連携するための、そのシステム基盤を整備するというご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 4点目の3款、1項、3目、温泉保養センター費の18節、備品購入費の備品の購入の関係でお尋ねがありました。議員おっしゃるとおり私もそういうふうに思っておりますので、備品を売っているというんですか、その業者さんから数年前から、もう保証期間が切れているので何とかしてほしいというふうなお話はいただいております。ただ使えるうちは何とか使っていきたい。修理できるうちは修理していききたいというふうに思っております。ただ今回については、この機械が平成14年の1月設置ですので、既に15年を経過しております。それと壊れた内容でありますけれども、10月の末に壊れ、この内容については電気系統ということで、どうしても不具合が起きるということで、この部品を何とか交換できないのかというようなことで折衝はさせていただいたんですけれども、既に15年が経過しているので現時点では、その機械の部品がないというようなことで、やむなく新しく替えていくという状況でありますし、現時点では、その10月の末から管理の方が手で計算して料金をやっておりますので、この部分についても負担をかけているというような理由で何とか購入していききたいということで提案させていただいております。

○議長（上原豊茂君） ほかが質問ございませんか。

川村議員。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。ただいま、7ページの温泉保養センターの券売機、これは3款の1項、社会福祉費で、83万9千円ですか、これどのように考えているか。今は老人向けにザクッと入れてバツと入れればおつりがダツと出てくるという皿状の券売機がある。それをどのように考えて、どういうものを、83万円9千円も出すのなら、皿

状でお年寄りがポケットから何百円入れても390円必要な分だけ取ったらおつりが出てくる仕組みがある。それで千円札を入れてもおつりが出てくる。ものすごく便利なものができるから、お年寄りに対しての考え方、私はねそういうものをよく調べていてもらいたい。これは83万円ですまないかもしれないよ。もっと高いかもしれないけれどね、皿状でお金を入れるという状態のもの、よく見てやってもらいたいんだけど、どうだろう。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 議員のご意見のとおり選定に当たっては、十分全ての方に利用しやすいような機種を選定していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかが質問ございませんか。

河端議員。

○3番（河端芳恵君） 3番、河端です。7ページのふるさとおもいやり寄付推進事業の中の使用料及び賃借料について伺います。これ以前、ポータルサイトの使用料とクレジット収納システム使用料11月から3月までということ以前に予算化されていましたが、このクレジット収納システム使用料というのは、月いくらというのと出来高とあるのか、その辺お伺ひいたします。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 7ページ、ふるさとおもいやり寄付推進事業、使用料及び賃借料のクレジット収納システム使用料についてお伺ひがありました。クレジット収納システムについては、議員がおっしゃるとおり取扱高の1%が出来高分というかですね、使用料として納める。掛ける1.08の消費税もかかりますけれども。そういう意味では、今回、収納800万円の90%がクレジットということで計上をさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） ほかが質問ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質問がないようですので、次に、議案第57号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。議案書11ページです。

西山議員。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。今、一般会計の方でも聞こうと思ったんですが、この個別排水処理浄化槽設置の工事の申請によるものだと思うんですが、1件減ったということは、その方の都合によりということなのか。そして来年度にまたすることなのか。

○議長（上原豊茂君） 上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 個別排水処理施設整備事業の関係で今ご質問いただきましたけれども、まず事業のスタートにつきましてはですね、予算作成時前にですね、来年度の希望者を広報で周知しまして、希望者を募ってございます。それによってですね、次年度の計画を立てるわけですが、27年度、今年については、昨年の秋に希望者を募った結果、4件の方の希望があったということで、実際に年明けてからもですね、その4件の方が実施したということで、当初予算は5件ということで予算計上させていただいたと。そこで1件の差というか、実際には5件に満たなくて4件の方で27年度は終わったということでございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほかがございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第57号の質疑を終了いたします。

先ほどの件で説明員の方からの説明がございますので許します。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 先ほど、ふるさとおもいやり寄付推進事業の報償費の関係で、JTBの方から発送を依頼して、うちの事業者が発送して、代金がどのぐらいの期間に入るかということでございました。別に規約というか書面の定めは別として、基本的には月末までの納品実績に対して翌月の月末までに支払いをするということでございますので、1日に発送すると、およそ2か月ほどはお金が入らない。商い取引きですので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） それでは、質疑がないようですので、これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の議案第56号、議案第57号の採決をいたします。

討論のなかった案件については一括採決をいたします。

議案第56号、議案第57号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号、議案第59号、議案第61号

○議長（上原豊茂君） 次に、提案理由の説明が終わっております議案第58号、議案第59号、議案第61号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に議案第58号の質疑を行います。1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

山田議員。

○4番（山田日出夫君） ちょっと1点だけお尋ねします。この個人番号の関係につきましては、法律の別表があって、かなりの事務というか仕事の規定がなされておりまして、それ以外、町が独自に対象とする関係するものについては条例で定めなさいということでの制定案だと思います。それで今回対象になるのがこの二つ、それと他の介護保険条例の改正で一つと今回出てきていますけれども、この合わせて三つですか、三つだけで済むのかどうか、それをちょっとお聞きしたい。何となく法の方でかなり定めてますからね、国の関係の、こういうことなのかなとも思いますけれども、十分私も勉強してませんので、その1点だけ教えていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） マイナンバー制度は来年の１月１日からスタートしますが、とりあえず税を中心とした部分が先に進んでいくということで、その後、社会保障関係も追従することも見込まれますので、また実際マイナンバー制度がスタートしてみてもうの必要な事務というのが出てくれば、またそのときには条例の方を改正するというようなことが出てくるかと思います。ですから、この今回の３件ですか、これだけということではないかもしれないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかが質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） ほかが討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第５８号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５９号の質疑を行います。議案書２０ページです。１人３回まで質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第５９号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６１号の質疑を行います。議案書３１ページです。１人３回まで質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第61号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号

○議長（上原豊茂君） 次に、追加議案であります議案第62号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書58ページです。
副町長。

○副町長（佐藤明美君） 先ほどお配りした58ページになります。
議案第62号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第9号）の説明を申し上げます。
と思います。

まずここで、第1条では、歳入歳出それぞれ25万7千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ44億6,665万円とするものでございます。

第2項にございますように、この補正の款項の区分ごとの金額につきましては、次のページの第1表のとおりですけれども、これについては、60ページの事項別明細書の中で説明させていただきたいというふうに思っております。

それでは、2枚目の60ページをご覧くださいと思います。60ページの歳出の事項別明細書ですけれども、まず60ページの真ん中の表になりますけれども、10款の教育費、2項、2目の教育振興費ですけれども、右側の事業区分でいきますと、教育振興事業で、特別活動派遣費補助金としまして、これは訓子府小学校スクールバンドが第37回北見地方リコーダーコンテストの小学校合奏の部において、北海道新聞北見支社賞を受賞したということから、これに伴いまして1月8日に札幌市で開催される第30回全道リコーダーコンテストに参加することとなったことによりまして、引率教員3人の交通費および宿泊費などを補助するもので6万1千円を追加するものでございます。まずこれは教員の分でございます。

また、この下の方でございます、10款、5項、1目の社会教育総務費の右側の方の事業区分、青少年教育推進事業では、これは今、前段で教員の分を説明しましたけれども、今度は子どもたちに関する分でございますので、これに参加する児童24人の交通費および旅費の一部を補助するもので19万6千円を追加するというものでございます。

次に、一番上の表になります。これは歳入ですけれども、これは、18款、1項、1目の繰越金になりますけれども、今回のこの二つの補正に伴います財源調整として前年度繰

越金25万7千円を充てるというものでございます。

以上、平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第9号）の内容について、説明をさせていただきましたので、ご審議の上、ご決定のほど、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。ご質疑ございませんか。

余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。今のことについてお聞きします。今までもリコーダーについては、毎年、全道大会に行っていて、こういう会計処理をされているんだと思いますけれども、私としてはですね、リコーダーも小学校の教育の一環としてやっていることなので、スクールバンドと同じような旅費の支給が理想じゃないかと思います。今回のを見ましても支出については社会教育費の中で旅費の半分を負担するというところでやっているんだと思いますけれども、できれば今回こういう提案がありますけれども、小学校費の中で全額の旅費の負担の方がいいんじゃないかと思いますけれど、そういうような考えはないでしょうかと聞いたらいいんですかね。いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 教育の方の内容ではなく、予算の関係ですので私の方から答えさせていただきますけれども、確かに余湖議員が言うように、ただこれ少年団と同じような部分があって、学校教育の一環かどうかという部分もあって、科目を今まで分けていることがありますので、そういうかたちに今までなっていますけれども、ただ確かに言うように、教員の分が小学校費で教育振興費の方で、片方、子どもの部分が社会教育費という部分がありますので、これ予算の上で確かにちょっとやる方もやりにくいという部分がありますので、それが制度的なもの、うちの制度的なもので、少年団の方ともございますので、部活動ではないとかあるとかという部分の関係もありますので、ちょっとこれ協議させていただきたいとは思っています。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 全くそのとおりで、ぜひともこういうものは小学校費の中で全額子どもの面倒はみてあげられるような方向性で考え方を変わっていただきたいと思いますので、そのお願いだけです。よろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 余湖議員から、今回のリコーダーの派遣に関してスクールバンドと同じように全額補助したらどうかというご質問だと思いますけど、これらの件に関しては、余湖議員から再三、一般質問の中でご質問されているように、教育委員会としましては、過去の経緯、少年団に対する補助対象経費をそれぞれ対象を上げてきたことや、近隣の状況を見ながら、指導者派遣も含めてですね、今のかたちになったということ、最大限2分の1という補助対象にしているということで、今までお答えしたようなかたちで、現行制度の中で今は行っていきいたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖議員。

○6番（余湖龍三君） 返答はわかりますけれども、リコーダーの活動については、スク

ールバンドと同じような活動だと思いますので、これを部活動という立場で判断するのか、スクールバンドの活動の一部として判断するのかは、そちらの考え方次第だと思いますけれども、こういうものに関しては、ぜひとも学校費の中で全額補助のかたち、少年団のものとは別だと思いますので、そういうかたちでの対処をぜひお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 今、余湖議員の方から訓子府小学校のスクールバンドの活動のことでお尋ねがありましたけれども、訓子府小学校の特別活動、スクールバンドの関係ですけれども、この大会に関わる一応、基準というのを持っておりまして、前回、専決処分させていただいた大会派遣費については、吹奏楽連盟が主催する大会ということで、全額補助をさせていただきました。今回のリコーダーの大会につきましては、リコーダー連盟が主催する大会ということで、その線で一定の線引きをさせていただいた中での補助ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほかが質問ございませんか。

川村議員。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。教育というのをどういうふうにかえるかは、市町村、町長の考え方で決まると思うけれども、我々が子どものときには、これは1円も町からもどこからも出ないで、どんな大会にも行っていた。だから今、教育ということを考えるときに、結婚して、そして子どもを産んだときからの教育で、学校に入学したら、どれだけ金がかかり、高校卒業するまでにはどれだけの金がかかるかという教育をしないと、なんでもやれば町が金を出してくれる、役場が金出してくれる、誰かが応援してくれるという感覚で子どもを育てる。これが一番悪い教育だと思う。だから今回、こういうものを出すのに、今回は反対しないけれども、本来の教育の姿を見直す時期でもあろうかと思うから、それをよく考えて、教育委員会、飯田委員長にもお願いしたい。はっきり言うけれども、なんでも役場が出してくれるという感覚はよくない。

○議長（上原豊茂君） 川村議員、予算の関係なので、その辺を含めて・・・

○7番（川村 進君） 町長これどう考えますか、お答えしてください。

○議長（上原豊茂君） 本来は予算の関係なので、回答を求めるのはちょっと問題がありますけれども、もし町長の方で答えるという意味があるのであれば回答してください。

町長。

○町長（菊池一春君） 基本的には、教育行政に関する教育が定める中身でございますから、ここは教育委員会の内部で余湖議員や川村議員のおっしゃったことに対して検討して具体的に今後どうまた対応するのかということが大事なのではないかなと思いますので、私の意見は、その程度にさせていただきます。ただ、貧富の差によって、これに行ける子、参加できない子があってはならないという、逆に川村議員が困窮者の、昨日も福祉灯油の話をしていましたけれども、同じようにせめて子どもぐらひは同じ条件でやはり行けるような体制をつくっていくのも私は行政の大事なお仕事だと思っていますので、ここはちょっとまたご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかが質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第62号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後1時から行いますので、ご参集願います。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎請願第3号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第17、請願第3号 TPP協定の調印・批准しないことを求める請願書を議題といたします。

まずもって、紹介議員からの説明を求めます。

工藤議員。

○5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。ただいま、議長からお許しをいただきましたので、この内容につきましては、請願趣旨の朗読をもって、説明にかえたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。それでは、朗読を始めていきたいと思います。

TPP協定の調印・批准しないことを求める請願書

訓子府町議会議長 上原豊茂 様

紹介議員 訓子府町議会議員 工藤弘喜

請願者 訓子府農民組合委員長 加藤和寿

（以下、請願書朗読、記載省略）

以上、請願の内容をご理解の上、ご審議いただき、ご採択いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（上原豊茂君） これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑ができます。

ご質疑ございませんか。

川村進君。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。よくこの農民組合というところから請願が出たりいろいろしますけれども、本町の農民組合の組合員数はいくらあるんですか。と言いますのは、人を介して聞いた話では、全町320件ぐらいしか農家のない、その中で農民組合に加盟している者は20件を切るのではないだろうかというようなことを言う方がおります。もし20件を切るような方が請願書を、全道的な規模では、どれぐらいの数になるかわからないけれども、町内会より小さな組織になるような気がします。それで本来の請願要望になるのかというような気がするんですが、どれぐらいの数があるんですか、教えてくださいませんか。

○議長（上原豊茂君） 工藤議員。

○5番（工藤弘喜君） 今、川村議員から、そのような組織に対する質問がありましたので、私の方からちょっとお答えしたいと思います。川村議員がおっしゃるように、全体の農家戸数からいくと本当に少なく、20戸を切ると言っても、当時は、最盛期であれば27、28戸いたんですが、やはり離農だとか、いろんなかたちで現在18戸です。その中でさまざまな活動、税金の申告なり産直とか、そういうかたちの事業を行っている組織であります。当然こういう農政も含めた農民要求をどう解決していくかと。勝ち取るかということも含めて、組織は小さいけれども全道的、全国的にもつながっている組織でありますので、そういう中で組織活動しているということになっております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本請願は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略し、ただちに討論に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は採択されました。

◎追加日程の議決

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

ただいま、西森信夫君ほか4名から、意見書案第6号 TPP協定の調印・批准しないことを求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第6号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで、意見書配付の関係から暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時 9分

再開 午後 1時10分

○議長（上原豊茂君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎意見書案第6号

○議長（上原豊茂君） これより、意見書案第6号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西森議員。

○8番（西森信夫君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第6号について、ご説明をいたします。

意見書案第6号

TPP協定の調印・批准しないことを求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項および第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成27年12月10日

訓子府町議会議長 上原豊茂 様

提 出 者	訓子府町議会議員	西 森 信 夫
	同じく	堤 三樹磨
	同じく	余 湖 龍 三
	同じく	川 村 進
	同じく	西 山 由美子

次のページをお開きください。

この要望意見書の内容につきましては、先ほど採択されました請願第3号において、紹介議員の工藤議員より説明がありましたので、記以下の要望事項のみを朗読し、説明にかえさせていただきます。

記

1. TPP「大筋合意」の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会・国民の議論を保障す

ること。

2. 国会決議に違反するTPP合意を撤回し、協定への調印・批准は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月10日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 上原豊茂

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

農林水産大臣 様

経済産業大臣 様

TPP担当大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより意見書案第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成27年第4回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時14分